

みえ木材利用方針 概要

県産材の利用を最も優先して推進

「三重の木づかい条例」の制定を受け、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」に、公共建築物以外の事項等を追記して「みえ木材利用方針」として定めるものです。

【みえ公共建築物等木材利用方針の記載事項】

公共建築物における木材利用の促進のための基本的事項、公共建築物における木材利用の目標等

【追記する事項】

- ▶民間の建築物等における木材利用の推進
- ▶建築物以外の分野における木材利用の推進
- ▶森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等
- ▶木材利用の数値目標

日常生活や事業活動など
暮らしの中で木材利用を推進

方針の概要

1 趣旨

- ・木材を使うことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、脱炭素社会の実現に通じ、私たちの生活を豊かにすることに貢献
- ・県民一人一人が木材利用の意義を認識し、人生を豊かにするため、公共建築物等における木材利用と共に、日常生活や事業活動において様々な形で木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として「みえ木材利用方針」を策定

2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

- 1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項
 - 積極的に木造化を推進する公共建築物：計画時点において木造化が困難であるものを除く公共建築物
 - 具体的方向：県が整備する公共建築物は原則すべて木造化を図る
　　県が整備するすべての公共建築物において、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、目に触れる機会が多い場所について、原則木質化を図る
- 2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項
 - 具体的方向：県は民間の建築物において木材利用の推進が図られるよう必要な措置を講じる

3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

- 1 建築物以外の分野における木材利用の推進
 - ・公共土木施設について積極的に木材を利用
 - ・備品、消耗品は原材料に木材を使用しているものを利用
 - ・県民の日常生活や事業活動に木が使われるよう木材利用の意義や使途について普及啓発
- 2 研究及びその成果、技術等の普及
- 3 人材の育成及び確保
- 4 県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大

4 森林教育・普及啓発

森林教育や木材利用に係る普及啓発を通じて、木材の持つ魅力や木を使うことの意義等の理解を深め、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運醸成

5 木材供給の確保に関する基本的事項

木材の供給に携わる者は連携し供給体制の整備に努める

6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

- 1 県の木材の調達に関する事項
- 2 建築物等を整備する者への要請
- 3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

7 木材利用の推進の目標

- 1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標
 - 低層の木造化施設率：100%
 - 木質化施設率：100%
- 2 民間ににおける木材利用の目標
 - 新たに木づかいに取り組む事業者数：80者（2028年度）

8 取組結果の公表

9 体制の整備

- 1 関係主体との協議の場の整備
- 2 県の部局等を超えた体制の整備

